しんわ福祉サービス佐原 運営規程

指定訪問介護事業

第1条 (事業の目的)

株式会社しんわが開設する、しんわ福祉サービス佐原(以下「事業所」と言う。)が行なう指定訪問介護事業(以下「事業」と言う。)の適正な運営を保持するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又はホームヘルパー養成研修 2 級以上の修了者(以下「訪問介護員」と言う。)が要介護状態にある高齢者(以下「利用者」)と言う。)に対し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行なうこととします。

第2条 (運営の方針)

事業者は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護支援専門員が作成したケアプランに沿って、介護サービスを行ないます。

事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。また、事業実施にあたっては、地域との結びつきを重視し、市町村、他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めます。

第3条(事業所の名称等)

事業を行なう事業所名称及び所在地は、次のとおりです。

名 称 しんわ福祉サービス佐原

所在地 横須賀市佐原 4-8-23

第4条(職員の職種、員数及び職務内容)

事業に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりです。

管理者 常勤兼務 1名

管理者は、事業所のサービス提供責任者および訪問介護員の管理・指導、指定訪問介護サービスの利用の申込に係る調整、業務の実施状況の確認をします。

サービス提供責任者 常勤専従 2名 非常勤 2名

- ① サービス提供責任者は、訪問介護計画を作成した際には、利用者又は家族に その内容について説明し交付します。また、訪問介護計画作成後においても、 当該訪問介護計画の実施状況の把握を行ない、必要に応じて当該訪問介護計 画の変更を行ないます。
- ②サービス提供責任者は、指定訪問介護事業所に対する指定訪問介護の利用の申

込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導員等、サービスの内容の管理を 行ないます。

訪問介護員 41名 (非常勤41名)

訪問介護員は、訪問介護サービスの提供を行ないます。

事務職員 常勤専従1名 常勤兼務1名

事務職員は、事業が円滑に運営できるように、介護支援専門員、管理者、サービス提供責任者、介護職員等と密接な連携を図り、その必要な事務を行います。

第5条(営業日及び営業時間)

営業日及び営業時間、サービス提供時間は次のとおりです。

営業日及び営業時間 月曜日~日曜日・祝祭日 8時30分~17時30分

12月30日~1月3日 休業

サービス提供時間 365 日 24 時間

第6条(提供方法、内容及び利用料等)

指定訪問介護サービスの内容は次のとおりです。

- ① 身体介護 移動介助、排泄介助、入浴介助、食事介助、身体の清潔への介助
- ② 生活援助 調理援助、洗濯援助、掃除援助、買物援助

指定訪問介護サービス提供した場合の利用額は厚生労働大臣が定める基準による ものとし、当該指定訪問介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割、 2割又は3割の額とします。詳細は別添の料金表のとおりです。

- * 令和4年9月1日から特定事業所加算(I)を算定。
- * 令和6年6月1日から介護職員等処遇改善加算(I)を算定。
 - ・ サービス実施地域以外での地域で、訪問介護員が公共交通機関を使用した場合 はその要した費用の往復分

上記の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族(以下「利用者等」と言う。) に対して事前に文書で説明したうえで、支払いに同意する旨の文章に署名又は記名 押印を受けることとします。

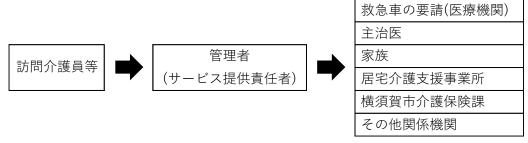
第7条(サービス計画の作成)

サービス提供責任者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、指定 訪問介護の目標当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した 訪問介護計画を作成します。既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該 計画の内容に沿って作成を行ないます。

第8条 (緊急時等の対応)

訪問介護員は、サービス提供中利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、主治医への連絡を行なう等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する緊急連絡先へ速やかに連絡します。

(緊急時の連絡体制)



緊急時の連絡先及び対応可能時間

当事業所 緊急時対応窓口	所	7 .	Έ	地	横須賀市佐原 4-8-23
	電	話	番	号	046 - 876 - 7717
	対	応	時	間	365 日 24 時間
主治医の連絡先	医			師	犬塚 宗希
	所属医療機関				しんわ全人クリニック
	所	在		地	横須賀市三春町 1-3-2F
	電	話	番	号	046-876-8120
	対	応	時	間	365 日 24 時間
居宅介護支援事業所	事	業	所	名	しんわ福祉サービス居宅
	所	所 在		地	横須賀市安浦町 3-16
	電	話	番	号	046 - 874 - 7300
	対	応	時	間	8:30~17:30
横須賀市役所 介護保険課	所	7:	E	地	横須賀市小川町 11
	電	話	番	号	046 - 822 - 8253
	対	応	時	間	8:30~17:15 (土曜・日曜・祭日を除く)

第9条(虐待の防止と身体的拘束の禁止について)

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の防止のため、次に掲げる措置を講じます。

- ・ 虐待の防止に関する措置を適切に実施するための担当者を選定しています。 役職 管理者 氏名 森 和久
- 利用者が成年後見制度を利用できるよう支援を行います。
- ・ 当事業所従業者または養護者(現に養護している家族・親族・同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報します。
- 虐待の防止のための指針を整備しています。
- ・ 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- 従業者に対する虐待の防止のための研修を定期的に実施します。

・ 緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為 を行いません。やむを得ず行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者 の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

(緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合)

- ・利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が 著しく高い
- ・身体的拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がない
- ・身体的拘束その他の行動制限が一時的である

第10条(感染症対策について)

事業者は、感染症が発生し又はまん延しないよう、次に掲げる措置を講じます。

- 従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- 事業所の設備及び備品などについて、衛生的な管理に努めます。
- ・ 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底します。
- ・ 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ・ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に 実施します。

第11条(掲 示)

事業者は、事業所内に運営規程の概要、訪問介護職員等の勤務体制その他の利用 申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示します。

又、当法人ウェブサイトにその内容を掲載します。

第12条(通常の事業の実施地域)

実施地域は、横須賀市になります。

第13条(秘密保持)

事業者は、従業者が業務上知り得た利用者又はその家族の秘密、個人情報を漏らすことのないように必要な措置を講じます。また、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持する旨を、雇用契約時の誓約書の内容とします。

第14条(苦情対応)

- 利用者は提供されたサービスに苦情がある場合には、事業者、居宅介護支
- ・ 援事業者、市町村または神奈川県国民健康保険団体連合会に対して、いつ でも苦情を申し立てることができます。
- ・ 事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、 苦情の申し立てまたは、相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応しま す。

・ 事業者は、利用者が苦情申し立て等を行ったことを理由として何らの不利 益な取り扱いをすることはありません。

相談窓口、苦情対応

○ サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当事業所お客様相談コーナー	電話番号	046 - 876 - 7717
	F A X	046 - 874 - 6089
	管 理 者	森 和久
	対応時間	8:30~17:30

○ 公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

(横須賀市以外の方は、当該市町村介護保険担当窓口へ)

横須賀市 民政局福祉こども部 介護保険課給付係	所 在 地	横須賀市小川町 11 番地
	電話番号	046 - 822 — 8253
	F A X	046 - 827 — 8845
	対応時間	8:30~17:15 (土曜・日曜・祭日を除く)
神奈川県国民健康保険団体連合会(国保連)	所 在 地	横浜市西区楠町 27 番地
	電話番号	045 - 329 - 3447
	対応時間	8:30~17:15 (土曜・日曜・祭日を除く)

第15条(損害賠償)

事業者は、サービス提供にあたって利用者の生命・身体・財産に損害 を与えた場合にはその損害を賠償します。ただし、自らの責めに帰すべき事由 によらない場合(通常の使用における老朽化等の原因による)は、この限りで はありません。

第16条(事故発生時の対応)

サービス提供により事故が発生した場合には、家族、関係医療機関等への連絡を行なうなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。また市町村、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、再発防止に努めます。

第17条(その他)

事業者は、従業員の健康管理をすることと、従業者に各種研修を積極的に行い、 質的向上に努めます。 付則 この運営規程は、令和4年5月1日から施行する。(新規指定)

この運営規程は、令和4年6月1日から施行する。(特定事業所加算Ⅱの算定・サービス提供責任者の増員)

この運営規程は、令和4年7月1日から施行する。(介護職員等特定処遇改善加算Iの算定)

この運営規程は、令和4年9月1日から施行する。(特定事業所加算Iの算定) この運営規程は、令和4年10月1日から施行する。(介護職員等ベースアップ 等支援加算の算定)

この運営規程は、令和5年9月1日から施行する。(サービス提供責任者の変更)

この運営規程は、令和6年4月1日から施行する。

(緊急時対応方法の記載変更・虐待の防止のための措置及び身体的拘束の禁止 に関する事項追加・感染症対策に関する事項追加)

この運営規程は、令和6年6月1日から施行する。(介護職員等処遇改善加算 Iの算定)